

令和元年度第1回 那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会

審議内容

- 1.日時：令和元年10月30日（水） 13時00分～14時00分
- 2.場所：那覇市本庁舎 5階 501会議室
- 3.内容：那覇市首里金城村屋指定管理予定候補者の選定について
(指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間)

審議結果

- 1.那覇市首里金城村屋指定管理予定候補者に「首里金城町自治会」が選定された。
- 2.委員から以下の質問・意見があった。
 - イ) 管理体制について
 - ロ) 災害時の対応や保険加入状況について
 - ハ) 外国人観光客への対応や多言語表記について
- 二) アンケートで寄せられた利用者要望への対応について

那覇市首里金城村屋の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市都市みらい部都市計画課の所管する那覇市首里金城村屋については、下記のとおり指定管理者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があり、令和元年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名称 那覇市首里金城村屋
- (2) 所在地 那覇市首里金城町2丁目7番地
- (3) 設置目的 首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とすることを目的に設置

2 指定管理予定者

- (1) 名称 首里金城町自治会
- (2) 住所 那覇市首里金城町1丁目50番地
- (3) 代表者名 会長 慶佐次 興和

3 指定予定期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）

4 選定の経緯

- (1) 申請期間 令和元年10月15日～令和元年10月18日
- (2) 申請団体 1団体
- (3) 非公募の理由

那覇市首里金城村屋条例第13条において、指定管理者を首里金城村屋周辺の地域住民で構成される団体に指定していること及び「指定管理者制度に関する運用指針」において、当該施設の設置目的や制度趣旨より非公募とすることが適切と判断できることより、非公募で指定管理者を選定した。

5 総評価点

(1) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会

b 選定委員会への出席委員

委員長 堤 純一郎（琉球大学工学部教授）

副委員長 西里 喜明（一般社団法人 沖縄県中小企業診断士協会 顧問）

委員 前原 信達（那覇市自治会長会連合会 会長）

委員 上原 洋子（那覇市婦人連合会 副会長）

委員 大城 和子（公益社団法人 沖縄県建築士会 幹事）

委員 知名 定徳（那覇市PTA連合会 会長）

イ 選定委員会日時 令和元年10月30日（水）午後1時～午後2時まで

ウ 選定基準

- a 市民等の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容が金城村屋の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った金城村屋の管理を安定して行う能力を有すること。
- d その他

エ 審査表

別紙 1 参照

オ 選定方法

- (1) 委員ごとに「那覇市首里金城村屋指定管理者選定基準表」(別紙 1) に示す項目ごとに採点する。
- (2) 各委員の採点の合計点が 6 割に満たない場合は選外とする。
- (3) 申請団体が指定管理者としてふさわしいか、否かについては、委員全員の選定評価結果を踏まえつつ、委員会規則第 6 条第 3 項に基づき決定する。

※委員会規則第 6 条第 3 項

「委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」

カ 選定結果

・各委員の点数及び合計点

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計
56	58	57	61	64	56	352

※最低基準点 252 点 (70 点×6 名×6 割)

キ 選定理由

那覇市首里金城村屋指定管理者予定候補者審査要項に基づき、首里金城村屋の設置目的を理解し、利用者サービスの向上と首里金城村屋の施設の効用の発揮と施設管理運営能力等について審査・評価した結果、首里金城村屋の管理者として適任であると判断し予定候補者に決定致しました。

(別紙 1)

那覇市首里金城村屋指定管理予定候補者 選定基準表

団体名：首里金城町自治会	委員氏名：		
評価項目	配点	評価 (5段階)	備考

1 市民等の平等な利用が確保できること

① 地域住民の平等な利用を確保するための措置を講じているか	5		様式 4-1 (1)
② 観光振興及び地域住民のための施設利用がなされているか	5		様式 4-1 (2)
③ 平等な利用ができるような情報公開の措置を講じているか	5		様式 4-1 (3)
	15		

2 事業計画が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること

① 事業内容が伝統文化の継承活動などの促進を図るものになっているか	5		様式 4-2 (1)
② 地域の関係団体等と連携して施設利用が図られているか	5		様式 4-2 (2)
③ 管理経費の縮減がなされているか	5		様式 4-2 (3)
④ 施設管理・安全管理は適切か	5		様式 4-2 (4)
	20		

3 事業計画の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること

① 類似施設を良好に管理運営できる実績を有しているか	5		様式 4-3 (1)
② 管理責任者及び管理体制は適切か	5		様式 4-3 (2)
③ 事故又は火災等発生時の連絡体制が適切か	5		様式 4-3 (3)
④ 事業計画に沿った収入・支出の内容となっているか	5		様式 5
	20		

4 その他

① 個人情報の保護及び情報の公開について措置を講じているか	5		様式 4-4 (1)
② 利用者サービス向上の措置が取られているか	5		様式 4-4 (2)
③ 施設の管理運営に対する熱意や意欲があるか (自主事業等について)	5		様式 4-4 (3)
	15		

合計 70 基準点 42 点

<評価の基準>
5 : 非常に優れている
4 : 優れている
3 : 普通
2 : やや劣っている
1 : 劣っている

※ 評価方法については、委員各自で項目毎に 5 段階で点数を評価欄に記入してください。(評価については左記「評価の基準」参照。)

※ 申請団体が指定管理者としてふさわしいか否かについては、委員全員の選定評価結果を踏まえつつ、原則として、委員会規則第 6 条第 3 項に基づき決定します。